平成２４年（フ）第３４号
静岡県御前崎市池新田4078番地の１　ルーラルフィットＣ―101号
債務者　安藤　　誠
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
静岡県御前崎市池新田4078番地の１　ルーラルフィットＣ―101号
債務者　安藤　千波
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１３７７号
住所秘匿、住民票上の住所名古屋市港区当知町字堤外688番地の１
債務者　樋渡　律子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４７９号
名古屋市天白区野並２丁目258番地　エスパシオ野並401号
債務者　近藤　美絵
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８号
兵庫県姫路市上大野６丁目６番14号
債務者　圓井　　豊
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６９号
兵庫県姫路市上大野６丁目６番14号
債務者　圓井　一子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３８０号
兵庫県姫路市城北新町３丁目１番15―501号西山団地、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区野田町201番地
債務者　大澤紀代美
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３８８号
兵庫県相生市赤坂１丁目６番12号、従前の住所兵庫県たつの市揖保川町山津屋145番地８
債務者　安原　　敬
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３８９号
兵庫県姫路市野里中町３番３号、従前の住所神戸市東灘区岡本５丁目４番10号　207
債務者　岡野　和妃
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３９４号
兵庫県姫路市大津区天満1617番地エクセルピア101号、従前の住所兵庫県姫路市大津区真砂町31番地１
債務者　松本　新二
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４０２号
兵庫県加古郡播磨町古宮831番地の１
債務者　西家美香子（旧姓岡崎）
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２４８号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目27番２―403号
債務者　阿部　信子
１　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２９号
奈良県吉野郡吉野町大字樫尾112番地の１
債務者　米田　正文
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１１９号
鳥取県米子市東福原７丁目４番７号
債務者　徳林　俊秀
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１２９号
鳥取県境港市明治町200番地
債務者　眞榮　春美
１　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１３８号
広島市安佐南区緑井２丁目17番８―502号
債務者　相川　美保（旧姓国本）
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１０号
広島市東区牛田新町３丁目11番９―303号
債務者　隈元　映子
１　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部